

安来市道路工事承認規則

平成 28 年 2 月 17 日
規則第 3 号

(主旨)

第 1 条 この規則は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)の規定に基づき、安来市が管理する道路における道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持(以下「工事」という。)について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請等)

第 2 条 法第 24 条の規定により工事の承認を受けようとする者は、工事施工承認申請書(様式第 1 号)正副 2 通を工事の 10 日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を 2 部添えて提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めたものについては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 工事の場所の位置図
- (2) 工事の平面図、構造図及び縦横断面図
- (3) 工事の場所の現況写真
- (4) 構造設計計算書
- (5) 他の法令等により官公署の許可又は確認を必要とするときは、その許可書又は確認書の写し
- (6) 地下埋設物、橋りょう添加物等を示す図面及びそれらの調書
- (7) 工事が隣接の土地、建物その他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その関係者の同意書又は承諾書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 前項の規定による申請をし、承認を受けた者(以下「承認工事者」という。)が工事内容を変更しようとするときは、工事の 5 日前までに変更を届け出なければならない。

(承認書の交付)

第 3 条 工事の承認は、法令の定めによるほか、市長が別に定める工事承認基準により行うものとする。

2 市長は、工事を承認したときは、工事施工承認書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は承認のための条件を付することができる。

(工事の施工)

第 4 条 承認工事者は、次に掲げるところにより、工事を施工しなければならない。

- (1) 掘削土砂、工事用機材等を承認区域外にたい積し、又は散乱させないこと。
- (2) 掘削土砂、工事用機材等により、消火栓、火災報知機、水道制水弁、ガス開閉栓等の所在箇所を不明確にし、又はこれらの使用を妨げないこと。
- (3) 工事のため道路、その附属物及び占用物件を損傷し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに市長に届け出てその指示を受け、必要な措置を講ずること。
- (4) 工事期間を変更しようとするときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けること。

(通行の禁止又は制限)

第 5 条 承認工事者は、工事において道路の通行禁止又は制限を伴うときは、規制開始の日の 7 日前までに、道路の通行規制の申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を 4 部添えて提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めたものについては、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 位置図(縮尺 2500 分の 1 程度とし、規制箇所を表示したもの)
- (2) 交通規制図(規制箇所の平面及び断面を表示したものであって、道路幅員、規制する幅及び通行可能な幅、規制延長等を表示したもの)
- (3) 保安施設設置図

- (4) 保安施設図(前号の保安施設設置図に、保安施設の位置を番号等に表示する場合、番号等がどの保安施設であるかを示したもの)
 - (5) 迂回路表示図
 - (6) 地元自治会の同意書又は承諾書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 3 承認工事者は、工事のため道路の通行禁止又は制限をすることにより、迂回路等に損傷を与えたときは、これを原状に回復しなければならない。

(工事完了の届出)

- 第6条 承認工事者は、工事が完了したときは、速やかに工事完了届(様式第4号)を市長に提出し、その検査を受けて、工事により生じた物件を引き渡さなければならない。
- 2 市長は、前項の検査の結果、承認条件に適合していないと認めた場合は、工事の再施工をさせるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により引き渡された物件に瑕疵を発見した時は、承認工事者にその瑕疵の修補を請求することができる。
 - 4 承認工事者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該物件の瑕疵の修補を行わなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月2日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月29日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

工事施工承認申請書

1 工事の目的 及び理由	
2 工事の場所	路線名 市道 線 安来市 町 番地先
3 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
4 工事仕様の 概要	
5 その他参考とな るべき事項	

道路法第24条の規定により、上記のとおり工事を行いたいので、関係図書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

(記名押印又は署名)

電話番号

施工者（申請者と異なる場合）

住所

氏名

(記名押印又は署名)

電話番号

担当者名

安来市長 様

様式第2号（第3条関係）

工事施工承認第 号

工事施工承認書

様

年 月 日付で申請のあった工事については、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

安来市長



記

1 承認の内容

(1) 工事の目的

(2) 工事施工の場所

ア 路線名

イ 場所

(3) 工事施工期間 年 月 日から

年 月 日まで

(4) 工事の内容

(5) 工事の実施方法

2 承認の条件

裏面条件書記載のとおり。

(裏面)

条 件 書

この工事の施工に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）、道路法施行令（昭和27年政令第479号）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）、安来市道路工事承認規則（平成28年安来市規則第3号）その他関係法令を遵守するほか、次の事項を守ること。

1. この工事に係る行為が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の適用を受ける場合には、所轄警察署長の許可を受けること。
2. この工事について、利害関係を有する第三者の承諾又は同意を要するものがある場合には、工事着手前に承諾又は同意を得ること。
3. この工事が完了したときは、速やかに市長に工事完了届を提出すること。
4. この工事の施工者（以下「施工者」という。）は、この工事に起因して事故が発生した場合には、直ちに市長に届け出ること。
5. この工事により道路を損傷したときは、市長に届け出てその指示を受けるとともに、施工者の負担において原形に復旧すること。
6. 施工者は、次に掲げる事項に該当する場合には市長に届け出ること。
 - (1) 相続又は合併により、施工者の地位を承継したとき。
 - (2) 施工者が法人であり、代表者を変更したとき。
 - (3) 施工者の住所、所在地、氏名又は名称を変更したとき。
 - (4) この工事の施工を中止するとき。
 - (5) この工事の施工期間を変更するとき。
7. 工事施工承認書に記載されている内容又は承認条件に違反した場合には、承認を取り消し道路を現状に回復させることがある。
8. この工事により第三者に損害を与え又は紛争を生じたときは、施工者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
9. 施工者は、工事完了後、道路を構成する施設又は工作物を市に帰属させること。また工事完了後の2年の間において、工事に起因して道路の沈下、亀裂等の損傷が発生した場合は、市長の指示により、施工者が責任を持って直ちに補修すること。
10. この工事の施工に当たっては、標識を設置し、警察署・消防署及び関係自治会長へ周知すること。

年 月 日

安来市長 様

申請者 住所

氏名

（記名押印又は署名）

電話番号

道路の通行規制の申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 路線名
- 2 規制箇所
- 3 規制の種類
- 4 規制期間（時間も記入すること。）
- 5 迂回路線名
- 6 規制理由
- 7 工事施工業者
- 8 発注者
- 9 関係機関との協議（全面通行止又は車両通行止の場合に記入すること。）
イエローバス ごみ収集 （協議済の場合、チェックすること。）

工 事 完 了 届

年 月 日

安来市長 様

申請者 住所

氏名

(記名押印又は署名)

電話番号

工事の施工が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 承認 番号 許可	年 月 日付 第 号の
2 工事の目的	
3 工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 工事施工の場所	
5 工事完了 予定年月日	年 月 日
6 その他参考事項 (施工業者等)	

注) この届書には、施設の完成写真を添付すること。